

令和7年9月18日

令和 7 年 9 月

能代市農業委員会委員会議

議 事 錄

能代市農業委員会

1. 日 時

令和7年9月18日

午前10時00分

2. 場 所

能代市役所新庁舎 会議室9、10

3. 出席委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	佐々木 英樹	11	渡部 正人
2	舛谷 雅弘	12	工藤 次雄
3	佐々木 力		
4	飯坂 司	14	菊池 正
5	佐々木 一也	15	伊藤 一美
6	伊藤 隆一	16	大鐘 正彦
7	大高 清勝	17	佐々木博子
8	菊地 勝美	18	安井 鐘美
9	佐藤 敏彦	19	平川 義市
10	袴田 謙		

4. 欠席委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
13	大高 富子		

5. 事務局出席者

職 名	氏 名
事務局長	佐藤 栄一
係長	水谷 亮
主任	菊地 勇太

6. 案件 議案番号 34 35 36 37 38 報告事項1 報告事項2 報告事項3 報告事項4 報告事項5	農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第5条の規定による許可申請について 農地転用事業計画変更承認申請について 農地利用集積等促進計画について 農地利用集積等促進計画案に対する意見聴取について 許可不要の農地転用について 農地改良届について 農地法第18条第6項の規定による通知について 地目変更登記に係る照会に対する回答について 非農地証明申請に対する回答について
7. 会議の概要	(開会)
事務局	ただ今から能代市農業委員会総会を開会いたします。 欠席の届出がありますので、ご報告いたします。 13番 大高 富子 委員の1名です。 19名中18名の出席となっており、出席委員は定足数に達しております。 それでは、平川会長からご挨拶と総会の議長と進行をお願いいたします。
議長	それでは会議に入ります。 始めに、前回の会議以降の会務報告を事務局より願います。
事務局	(事務局説明)
議長	ただ今の報告について、ご質問等ありませんか。 (なしの声)
議長	ないようですので会議を進めます。
議長	次に、議事録署名委員の選出ですが、慣例に従い当方より指名したいと思 いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議長	異議がないようですので、当方より指名いたします。 議席番号15番 伊藤 一美 委員と議席番号16番 大鐘 正彦 委員の 両名にお願いします。
議長	それでは、議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請についてを 議題とします。事務局の説明を願います。

事務局

1ページをお願いします。

議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請書の提出があつたため、承認するため提案します。

申請内容は、所有権移転が3件で、譲渡人が3人、譲受人が3人。申請土地の面積は、田が30, 132. 03m<sup>2</sup>、畠が790m<sup>2</sup>です。賃借権の設定は1件で、賃貸人が1人、賃借人が1人、申請土地の面積は、田が964m<sup>2</sup>です。使用貸借権の設定は1件で、貸人が1人、借人が1人、申請土地の面積は、田が1, 123m<sup>2</sup>です。

次のページをお願いします。

主な内容についてご説明します。

整理番号1は所有権移転で、申請土地は檜山字相染 [REDACTED]、面積の合計が [REDACTED] m<sup>2</sup>、うち田 [REDACTED]、畠が [REDACTED]。価格 [REDACTED] で、移転事由は経営拡張となっています。

整理番号4は賃借権の設定で、申請土地は字腹鞍ノ沢 [REDACTED]、地目は田で、面積は [REDACTED]、10a当たりの賃借料 [REDACTED]、申請事由は経営拡張で、期間は5年間となっています。

次のページをお願いします。

整理番号5は使用貸借権の設定で、申請土地は、真壁地字荒田古屋布 [REDACTED]、地目は田で、面積 [REDACTED] m<sup>2</sup>、申請事由は経営拡張で、期間は1年間となっています。

以上、よろしくご審議くださいますようお願いします。

議長

それでは、質疑に入ります。何かご質問等はありませんか。

佐藤敏彦委員

整理番号1番について、譲受人の耕作面積が20aであるが新規の就農者ではないのか。

事務局

譲受人については、耕作面積は20aではあるが親族が法人を営んでおり、譲受人も法人とともに営農していることから新規就農者とは違う。

佐藤敏彦委員

わかりました。

佐藤敏彦委員

次に整理番号2番ですが、移転事由の特定遺贈の説明を願います。

事務局

特定遺贈について説明をいたします。特定遺贈とは遺言者が相続財産のうち、特定の財産を具体的に示し、指定した者に贈与することを指します。譲渡人である遺言者は亡くなっています、遺言公正証書により譲受人が申請土地を遺言執行者に指定されています。譲渡人と譲受人の関係は、祖父と孫にあたります。孫は相続人にあたりませんので、法定相続人以外の者へ農地の特定遺贈をする場合は農地法3条の許可が必要となるため、今回の申請となりました。

佐藤敏彦委員

わかりました。

議長	他に質問がありませんか。
	(なしの声)
議長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 議案34号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(賛成者挙手)
議長	全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。
議長	次に、議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を願います
事務局	議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について、意見を付すためご提案いたします。 5ページをお願いします。 農地転用許可申請は、所有権移転が2件で、譲渡人が3人、譲受人が2人です。申請土地の面積は、畳が5, 476.84m <sup>2</sup> です。 6ページをお願いします。 所有権移転 整理番号1 申請地は字鳥小屋 [REDACTED]、地目は畠、転用面積 [REDACTED] です。売買価格 [REDACTED]、申請事由は [REDACTED]。都市計画の用途地域が第1種中高層居住専用地域に指定されている農地であることから、第3種農地です。 7ページをお願いします。申請地の位置図になります。 申請地は、[REDACTED] 南へ約100mの所にある住宅に囲まれた農地で、現在は耕作していない畠です。 8ページをお願いします。土地の利用計画図です。 譲受人は、市内等において [REDACTED] を行っており、[REDACTED] について、今年2月に [REDACTED] です。 事業計画では盛土はありませんが、隣地が住宅地のため擁壁を設ける際に土砂崩れ等の被害を防ぐため、仮設土留めを行い施工する予定とのことです。また給水は市道から上水道を引き込み、汚水、生活雑排水は公共下水道に接続、雨水は室内浸透処理及び既存の道路側溝へ流すこととしております。 事業費につきましては、[REDACTED] [REDACTED] により行う予定とのことです。 なお、この案件につきましては、30アールを超える農地の転用であるため、農地法第5条第3項に基づき、秋田県農業会議の常設委員会へ諮問することとしております。よって、本会及び県農業会議常設委員会での承認後、転用許可をする流れとなります。 整理番号1の説明は以上です。

整理番号2 申請地は字西赤沼 [REDACTED]、地目は畑で、転用面積は [REDACTED] です。価格 [REDACTED]。申請事由 [REDACTED] で、都市計画の用途地域が第1種住居地域に指定されている農地であることから、第3種農地です。

申請地は、 [REDACTED] ～200mの所にある農地で、現在は耕作していない畑です。

譲受人は、 [REDACTED] のことで隣地の畑を一部取得し、 [REDACTED] ～転用したいとのことで申請に至りました。

事業計画では、造成工事等は行わず、境界の移設のみを行う予定で、事業費については、 [REDACTED] が添付されております。

説明は以上です。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 本案は現地調査を行っておりますので、その報告をお願いします。

工藤次雄委員 議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について、9月4日(木)、現地調査班第4班、11番 渡部正人 委員 9番 佐藤敏彦 委員、事務局と私の4人で現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

所有権移転 整理番号1の現地は、宅地に囲まれた長年、耕作されていない畑でした。転用予定地の境界は明確で、事前着工はありませんでした。

所有権移転 整理番号2の現地は、現在、長年耕作していない畑でした。転用予定地の境界は明確で、事前着工はありませんでした。

また、いずれの計画も、周辺の土地へ影響がない計画であることを確認してきました。

以上、ご報告いたします。

議長 事務局の説明と現地調査の報告が終わりましたが、何かご質問等はありますか。

(なしの声)

議長 ご質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第35号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長 次に、議案第36号 農地転用事業計画変更承認申請についてを議題とします。事務局の説明を願います。

事務局 議案第36号 農地転用事業計画変更承認申請書の提出がありました

で、意見を付すためご提案いたします。

1 1 ページをお願いします。

農地転用事業計画変更承認申請は、2件で筆数は7筆、面積は田が1, 146m<sup>2</sup>の内186m<sup>2</sup>、畑が7, 619m<sup>2</sup>の内1, 221m<sup>2</sup>、計8, 765m<sup>2</sup>の内1, 407m<sup>2</sup>です。

1 2 ページをお願いします。

整理番号1 申請地は中沢字蟻台 [REDACTED]、面積 [REDACTED] m<sup>2</sup>です。

農地転用事業計画変更の内容についてであります、本件は令和7年5月20日付で [REDACTED]

[REDACTED] 設置するための搬入道路として一時転用の許可をしておりました。

農地への復旧時期について土地所有者から、稲刈りが完了するまで復旧作業は行わないでほしいとの申し出があり、一時転用期間を当初の令和7年8月31日から10月31日に延長したいとのことで、事業計画変更承認申請があつたものです。

なお、工事内容に変更はありません。

整理番号1の説明は以上です。

次に、整理番号2 申請地は浅内字此掛沢 [REDACTED]、面積は畑が [REDACTED] です。

本件は [REDACTED]

[REDACTED] のため一時転用の許可をしておりましたが、天候不良等により令和7年7月22日付で、9月30日まで期間延長を許可いたしました。その後、8月から9月にかけての大雨の影響により、新たな復旧作業が必要となつたため、一時転用期間を令和7年9月30日から11月30日まで再度延長したいとのことで、事業計画変更承認申請があつたものです。

なお、工事内容に変更はありません。

説明は以上です。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長

それでは、質疑に入ります。何か儀質問等はありませんか。

舛谷雅弘委員

整理番号1番について、一時転用の期限が過ぎてから計画変更申請が総会に諮られているが問題ないのか。

事 務 局

今回の変更申請は、一時転用期間の変更であり事業そのものの計画変更ではないため問題ないと考えています。

議 長

他にご質問はありませんか。

(なしの声)

議 長

ご質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第36号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

	(賛成者挙手)
議長	全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。
議長	次に、議案第37号 農用地利用集積等促進計画についてを議題とします。事務局の説明を願います。
事務局	<p>13ページをお願いします。</p> <p>議案第37号 農用地利用集積等促進計画の提出があつたため、承認するため提案します。</p> <p>申請内容は、利用権の設定が13件で、賃貸人が13人、賃借人が1人、転借人が2人で、申請土地の面積は田が47, 297m<sup>2</sup>です。</p> <p>14ページをお願いします。</p> <p>整理番号1は中間管理権で、申請土地は、浅内字浅内堤下 [REDACTED] 地目は田で面積 [REDACTED] m<sup>2</sup>、10a当たりの賃借料 [REDACTED] で、設定事由は農地中間管理権の新規設定、賃借期間は10年間となっています。</p> <p>以上、よろしくご審議くださいますようお願いします。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入りますが、議事参与がありますので、整理番号1番から5番までを先議します。</p> <p>6番 伊藤 隆一 委員は暫時ご退席願います。</p>
	(伊藤委員退席)
議長	整理番号1番から5番について何かご質問等はありませんか。
	(なしの声)
議長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。
	整理番号1番から5番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(賛成者挙手)
議長	全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。
	(伊藤委員着席)
議長	伊藤 隆一 委員にご報告します。本案件は原案のとおり承認されましたのでご報告します。
	次に、他の案件について質疑を行ないます。何かご質問等はありませんか。

	(なしの声)
議長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第37号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(賛成者挙手)
議長	全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。
議長	次に、議案第38号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見聴取についてを議題とします。 事務局の説明を願います。
事務局	17ページをお願いします。 議案第38号 能代市長より農用地利用集積等促進計画案に対する意見を求められたので、意見を付すため提案します。 申請内容は、権利の設定が3件で、設定人が2人です。設定する土地は、田が9, 626m <sup>2</sup> です。権利の移転が1件で、移転人が1人です。設定する土地は、田が13, 979m <sup>2</sup> です。 次のページをお願いします。 整理番号1は権利の設定で、申請土地は字塩干田 [REDACTED]、地目は田で面積 [REDACTED]。10aあたりの賃借料 [REDACTED] [REDACTED]、設定事由は規模拡大で、期間は10年間となっています。 整理番号4は権利の移転で、申請土地は浅内字浅内堤下 [REDACTED] [REDACTED]、地目は田で面積 [REDACTED] m <sup>2</sup> 。移転事由 [REDACTED] によるものです。 以上、よろしくご審議くださいますようお願いします。
議長	それでは、質疑に入りますが、議事参与がありますので、整理番号4番を先議します。 6番 伊藤 隆一 委員は暫時ご退席願います。
	(伊藤委員退席)
議長	整理番号4番について何かご質問等はありませんか。
	(なしの声)
議長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 整理番号4番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(賛成者挙手)

議長	全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。  (伊藤委員着席)
議長	伊藤 隆一 委員にご報告します。本案件は原案のとおり承認されましたのでご報告します。 次に、他の案件について質疑を行ないます。何かご質問等はありませんか。
	(なしの声)
議長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 <b>議案第38号</b> について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(賛成者挙手)
議長	全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。
事務局	次に、 <b>報告事項1 許可不要の転用</b> についてを議題とします。事務局の説明を願います。 報告事項1 許可不要の農地転用について、届出がありましたので報告いたします。 届出のあった件数は1件10筆で、面積は田が3, 834m <sup>2</sup> 、畠が332m <sup>2</sup> です。 22ページをお願いします。 整理番号1 届出のあった土地は二ツ井町小掛字払川 [REDACTED] です。 届出があったのは、秋田県が実施する二ツ井町小掛字払川地区の既設コンクリート治山ダムの嵩上げを施工するにあたり、農地に重機搬入路を仮設するものです。 一時転用の期間は令和7年9月26日から令和8年3月23日までです。 位置図は23ページ、土地利用計画図は25ページに記載しております。 報告は以上です。
議長	事務局の説明が終わりましたが、何かご質問等ありませんか。
	(なしの声)
議長	ご質問がないようです。 報告事項でありますのでご了承願います。
議長	次に、 <b>報告事項2 農地改良届</b> についてを議題とします。事務局の説明を願います。

事務局	<p>27ページをお願いします</p> <p>報告事項2 農地改良を実施する旨の届出がありましたので、報告します。</p> <p>届出があったのは、1件5筆。現況の地目は田で、面積が2, 285m<sup>2</sup>です。</p> <p>28ページをお願いします。</p> <p>申請地は二ツ井町飛根字高清水 [REDACTED] で、位置図は29ページに記載しております。届出の事由は、長年不耕作地である田を、畑に転換したいとのことで、80cm程度盛土をして嵩上げや均しをすることです。こちらにつきましては、土地改良区とも状況について確認をしております。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたが、何かご質問等ありませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>ご質問がないようです。</p> <p>報告事項でありますのでご了承願います。</p>
議長	<p>次に、報告事項3 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。事務局の説明を願います。</p> <p>(説明省略の声)</p>
議長	<p>説明省略の声がありましたが、説明を省略してご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議が無いようですので説明を省略させていただきます。</p> <p>報告事項でありますのでご了承願います。</p>
議長	<p>次に、報告事項4 地目変更登記に係る照会に対する回答についてを議題とします。事務局の説明を願います。</p> <p>(説明省略の声)</p>
議長	<p>説明省略の声がありましたが、説明を省略してご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議が無いようですので説明を省略させていただきます。</p> <p>報告事項でありますのでご了承願います。</p>
議長	<p>次に、報告事項5 非農地証明申請に対する回答についてを議題としま</p>

	す。事務局の説明を願います。
事務局	37ページをお願いします。 報告事項5 非農地証明に対する回答について、所有者より非農地証明申請があつたため、9月4日に第4班の渡部正人委員、工藤次雄委員、佐藤敏彦委員の3名及び事務局の計4名で現地調査を行い、申請地が農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断し、非農地通知しましたので報告いたします。 非農地証明申請は1筆で、申請土地の地目は畠で、面積は132m <sup>2</sup> です。 38ページをお願いします。
	整理番号1 申請地は能代市二ツ井町梅内字梨岱 [REDACTED]、登記及び現況地目は畠、非農地とする面積 [REDACTED] です。 申請位置は [REDACTED] へ約2.5kmにある農地です。所有者によると、50年以上前までは農地として利用していたが、高台にあり不便であったことから、その後は耕作しておらず、現在に至っているとのことです。 現状は雑木が繁茂していたことから、非農地と判断しました。 報告は以上です。
議長	事務局の説明が終わりましたが、何かご質問等ありませんか。
	(なしの声)
議長	報告事項でありますのでご了承願います。
議長	続いて、その他に入ります。事務局から説明願います。
事務局	・今後の行事予定について ・10月総会開催時間について ・管内視察研修について ・秋田県農業委員会大会について
議長	委員のみなさん方から何かありませんか。
	(なしの声)
議長	ないようですので以上を持ちまして総会を閉じたいと思います。

終了 午前11時00分

議長

議事録署名委員

15番

16番